

Q 高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところとあるが、これ以外の使用については、特別教育を実施しなくても良いということか？

A 高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ以外の作業については、今回の改正による特別教育の対象にはなりません。また、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型を用いて「作業」を行う者を対象としており、単に通行、昇降する場合は含まれません。

Q 特別教育には「ロープ高所作業を除く」とあるが、ロープ高所特別教育を修了していれば「フルハーネス特別教育」を受講しなくても良いのか？

A ロープ高所作業を行うには「ロープ高所特別教育」の修了が必要ですが、併せて「フルハーネス特別教育」を修了する必要はないという趣旨です。また、ロープ高所特別教育修了者がフルハーネス特別教育を受講する場合には科目の一部を省略することができます。

Q 胴ベルト型も特別教育の対象か？

A 胴ベルト型は、フルハーネス型と比較して取扱いが容易であること、6.75m以下の箇所で使用するものであることから、胴ベルト型に対しては、特別教育を義務付けていません。

Q 6.75mを超える高さとは、フルハーネス型のフックを取付ける位置から落下到達面までの高さか？

A 6.75mは、作業箇所の高さであり、フックの取付け高さではなく、作業床等から墜落する地面等までの鉛直方向の距離をいいます。

フルハーネス型安全帯は、ただ使用すれば安全というものではありません。
 使用する環境等を十分に考慮し、適切な器具を選択のうえ、正しく使用しなければなりません。
 建災防が行う特別教育を受講し、高所からの墜落による労働災害を防止しましょう。
 ご依頼により、企業に支部が出向いて実施することも可能ですので、受講料等と併せまして、各支部にお問い合わせください。

お問い合わせ先(支部一覧)

支部名	電話番号
北海道	011-261-6187
青森	017-773-6200
岩手	019-623-4411
宮城	022-224-1797
秋田	018-823-5499
山形	023-642-3033
福島	024-522-2266
茨城	029-300-4638
栃木	028-639-3133
群馬	027-252-1669
埼玉	048-862-2542
千葉	043-225-8524
東京	03-3551-5372
神奈川	045-201-8456
新潟	025-285-7141
富山	076-478-4900

支部名	電話番号
石川	076-244-7146
福井	0776-24-1197
山梨	055-221-8810
長野	026-228-7200
岐阜	058-276-3743
静岡	054-255-1080
愛知	052-242-4441
三重	059-227-5922
滋賀	077-522-3232
京都	075-231-6587
大阪	06-6941-2961
兵庫	078-997-2323
奈良	0742-22-3345
和歌山	073-436-1327
鳥取	0857-24-2281
島根	0852-21-9004

支部名	電話番号
岡山	086-225-4132
広島	082-228-8250
山口	083-924-3743
徳島	088-622-3113
香川	087-821-5243
愛媛	089-943-5330
高知	088-822-0321
福岡	092-483-5101
佐賀	0952-26-2779
長崎	095-820-7755
熊本	096-371-3700
大分	097-538-0745
宮崎	0985-20-8610
鹿児島	099-257-9211
沖縄	098-876-5273